2　リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であって当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合（調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。）が減少すると見込まれるときには、前項の規定にかかわらず、積立割合が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。

第三十二条の二中「脱退一時金相当額等の額」の下に「（リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び一時金の支給の請求をしたときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）」を加える。

第三十二条の三中「脱退一時金相当額等の額」の下に「（リスク分担型企業年金の場合にあっては当該脱退一時金相当額等の額に移換を受けたときの調整率及び法第二十七条第二号から第五号までのいずれかに該当することとなったときの調整率に応じて規約で定めるところにより算定した率を乗じた額）」を加える。

第三十八条第二項中「第四十六条第一項」を「第四十五条第四項に規定するリスク分担型企業年金掛金額、第四十六条第一項」に改め、「特別掛金額」の下に「、第四十六条の二第一項に規定するリスク対応掛金額」を、「それぞれ」の下に「、第四十六条の二の規定により計算した額とする方法」を、「計算した額とする方法」の下に「、第四十六条の二の規定により計算した額とする方法」を加える。

第四十三条の見出し中「基礎率」の下に「及び財政悪化リスク相当額」を加え、同条第一項中「給付に要する費用の額の予想額」を「通常予測給付額」に改め、「という。」の下に「及び通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額として厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「財政悪化リスク相当額」という。）」を加え、同条第三項中「基礎率は」を「基礎率及び財政悪化リスク相当額は」に改める。

第四十四条中「給付に要する費用の予想額の現価」を「通常予測給付額の現価に相当する額」に改める。

第四十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、リスク分担型企業年金にあっては、リスク分担型企業年金掛金額、その他の掛金の額に区分して定められなければならない。

第四十五条第二項各号列記以外の部分中「給付に要する費用の予想額」を「通常予測給付額」に改め、同項第二号中「費用の」の下に「通常の予測に基づく」を加え、同条第三項中「標準掛金額が」を「掛金の額が」に改め、「必要な掛金の額に満たない場合に、当該基準に適合するため」を削り、同条に次の一項を加える。

4　第一項のリスク分担型企業年金掛金額とは、給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する額であって、第四十六条の三の規定に基づき定められる掛金の額をいう。

第四十六条第一項中「給付に要する費用の予想額」を「通常予測給付額」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（リスク対応掛金額）

第四十六条の二　第四十五条第一項の補足掛金額のうち財政悪化リスク相当額に係る掛金の額（以下「リスク対応掛金額」という。）は次の各号のいずれかの方法により計算されなければならない。

一　財政悪化リスク相当額から対応前リスク充足額（積立金の額並びに標準掛金額及び特別掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）をいう。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）の範囲内において、あらかじめ計画的に掛金を拠出することが適当であるものとして規約で定める額（以下「リスク対応額」という。）を五年以上二十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間（以下「予定拠出期間」という。）で均等に拠出する方法

二　前号の方法で計算したリスク対応掛金額（以下この号において「下限リスク対応掛金額」という。）及び次の表の上欄に掲げる予定拠出期間ごとに同表の下欄に掲げる最短期間を予定拠出期間として前号の方法で計算したリスク対応掛金額（以下この号において「上限リスク対応掛金額」という。）を規約で定め、併せて、毎事業年度のリスク対応掛金額を下限リスク対応掛金額以上、上限リスク対応掛金額以下の範囲内において規約で定める方法

予定拠出期間	最短期間
九年未満	五年
九年以上十一年未満	六年
十一年以上十三年未満	七年
十三年以上十四年未満	八年
十四年以上十五年未満	九年
十五年以上	十年

三　リスク対応額（既にリスク対応掛金額として拠出した部分の額を除く。以下この号において同じ。）に百分の十五以上百分の五十以下の範囲内において規約で定めた一定の割合を乗じて拠出する方法（毎事業年度のリスク対応掛金額を規約で定めることとし、リスク対応額が当該事業年度の標準掛金額以下となるときは、当該リスク対応額の全部をリスク対応掛金額とすることができるものとする。）

四　予定拠出期間において、次に掲げる要件を満たすようにリスク対応掛金額を定めて拠出する方法

イ　リスク対応掛金額は、拠出開始後五年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で、段階的に引き上げられるものであること。

ロ　リスク対応掛金額の予想額の現価に相当する額がリスク対応額を上回らないこと。

ハ　予定拠出期間中の各期間におけるリスク対応掛金額について、あらかじめ規約に定めていること。

2　リスク対応掛金額の拠出が完了していない場合であって、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときには、当該各号に定めるところによりリスク対応掛金額を変更することができる。

一　財政計算を行い、新たに過去勤務債務の額が発生する場合　増加する特別掛金額の予想額の現価に相当する額がリスク対応掛金額の予想額の現価に相当する額の減少額を下回らない範囲内でリスク対応掛金額を減少させること。

二　第五十条各号に掲げる場合（同条第四号ニに掲げる場合を除く。）　前項の規定に従い、リスク対応掛金額を計算すること。

三　法第五十八条第一項の規定に基づく財政再計算において、財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額（積立金の額と標準掛金額、特別掛金額及び当該財政再計算による変更前のリスク対応掛金額の予想額の現価を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）をいう。次項において同じ。）を控除した額（当該額が零未満となる場合にあっては零とする。）が、前項の規定に基づきリスク対応掛金額を計算したとき（リスク対応掛金額を変更した場合にあっては、当該変更のうちの直前の変更をしたとき）から増加する場合　当該増加した額を上回らない範囲で同項第一号のリスク対応額を定め、同項の規定に基づき計算したリスク対応掛金額に相当する額を変更前のリスク対応掛金額に加算すること。